

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～不当利得返還請求を認めた裁判例～
平成29年（ワ）第24942号
原告：株式会社ジェイ・キャスト
被告：Zホールディングス株式会社

2022年5月24日
執筆者 弁理士 田中 伸次

1. 概要

本件は、原告が、被告に対し、被告の運営するウェブサイト等において提供されている地域ターゲティング広告等のサービスが原告の特許権（特許第3254422号に係る特許権。以下、「本件特許権」という。）を侵害すると主張して、損害賠償請求又は不当利得返還請求の各一部請求として、30億円及びこれに対する遅延損害金又は利息の支払を求めた事案である。

裁判所は、特許侵害を認め、被告に10億3109万2361円及び遅延損害金の原告への支払いを命ずる判決をした。

2. 本件各発明

本件特許権に係る請求項1に記載の発明を本件発明1といい、請求項6に記載の発明を本件発明2という。本件発明1と本件発明2とを併せて本件各発明という。本件各発明を、以下に示す。構成要件への分節、符号は判決文から引用である。

(1) 本件発明1

- 1 A 通信ネットワークを介して、ウェブ情報をユーザ端末に提供するウェブ情報提供方法において、
- 1 B 1 ユーザ端末に接続されたアクセスポイントが該ユーザ端末に割り当てた前記アクセスポイントのIPアドレス、およびIPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベースを用いて、
- 1 B 2 前記ユーザ端末に割り当てられたIPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別する第1の判別ステップと、
- 1 C 前記判別された地域に基づいて、該地域に対応したウェブ情報を選択する第1の選択ステップと、
- 1 D 前記選択されたウェブ情報を、前記IPアドレスが割り当てられたユーザ端末に送信する送信ステップと、
- 1 E を有したことを特徴とするウェブ情報提供方法。

(2) 本件発明 2

- 2 A 通信ネットワークを介して、ウェブ情報をユーザ端末に提供するウェブ情報提供装置において、
- 2 B 1 ユーザ端末に接続されたアクセスポイントが該ユーザ端末に割り当てた前記アクセスポイントの IP アドレス、および IP アドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応した IP アドレス対地域データベースを用いて、
- 2 B 2 前記ユーザ端末に割り当てられた IP アドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別する第 1 の判別手段と、
- 2 C 前記判別された地域に基づいて、該地域に対応したウェブ情報を選択する第 1 の選択手段と、
- 2 D 前記選択されたウェブ情報を、前記 IP アドレスが割り当てられたユーザ端末に送信する送信手段と、
- 2 E を有したことを特徴とするウェブ情報提供装置。

本件各発明は、ユーザ端末に接続されたアクセスポイントが該ユーザ端末に割り当てた前記アクセスポイントの IP アドレス、及び IP アドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応した IP アドレス対地域データベース (図 2) を用いて、前記ユーザ端末に割り当てられた IP アドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別し、判別した地域に対応したウェブ情報を選択して前記ユーザ端末に送信する方法によって、同一 URL においてもユーザの発信地域ごとに異なるウェブ情報を送信することができる。

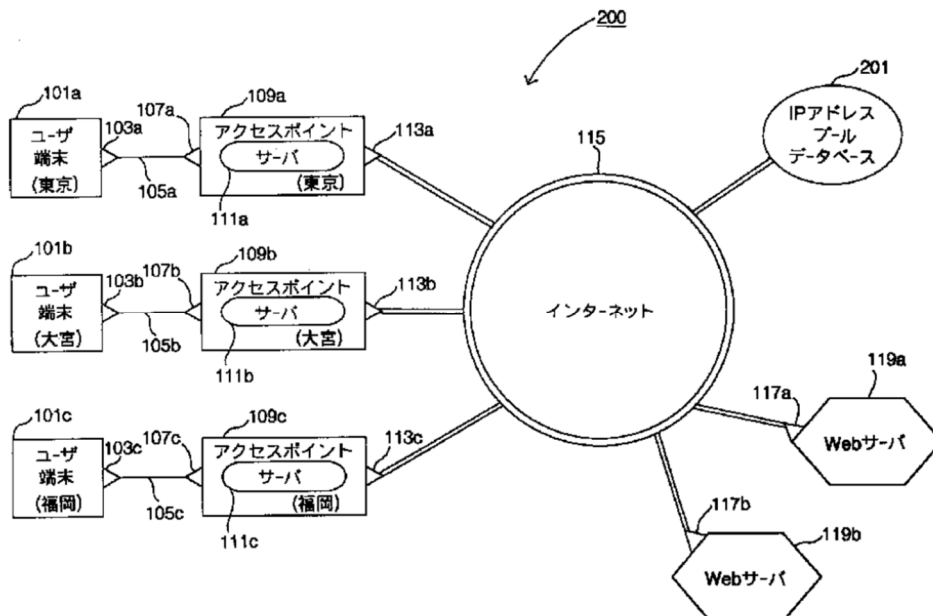


図 1 : 本件の図 1

IPアドレス	地域
202.224.33.40	北海道札幌市
⋮	⋮
202.224.36.35	埼玉県大宮市
202.224.36.36	埼玉県大宮市
202.224.36.37	埼玉県川口市
⋮	⋮
202.224.39.37	福岡県福岡市
⋮	⋮

図2：本件の図2

3. 被告の行為（判決文から引用）

(1) 地域ターゲティング広告

被告は、自らが提供するウェブサイト「Yahoo! JAPAN」（以下「被告ウェブサイト」という。）や、他の提携ウェブサイトにおいて、広告を表示するサービス「Yahoo!プロモーション広告」を提供している。同サービスには、被告ウェブサイトや主要提携サイトのコンテンツページに広告を掲載する「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク（YDN）」（以下「YDN」という。）と、被告ウェブサイトや主要提携サイトの検索結果画面に広告を掲載する「スポンサードサーチ」が含まれる。

被告は、このほかにも、被告ウェブサイトのトップページ、検索結果画面、各種サービス内に広告を表示するサービスである「Yahoo!プレミアム広告」（以下「プレミアム広告」という。）を提供するほか、平成20年10月や平成21年3月には、選挙の地域に対応した広告を表示させるサービスである「選挙プロモーション限定エリアターゲティング特別商品」（以下「選挙プロモーション限定特別商品」という。）も提供している。

(2) 天気予報

被告は、被告ウェブサイトのトップページ等において、ウェブページ閲覧ユーザの発信地域に応じた天気予報の情報を掲出するサービスを提供している。

(3) 被告の地域ターゲティング広告及び天気予報をユーザのパーソナルコンピュータに提供する装置（以下「被告装置」という。）や、被告装置によるウェブ情報提供の処理手順（以下「被告方法」といい、被告装置と併せて「被告方法等」という。）においては、少なくともISP（インターネットサービスプロバイダ）のサーバがユーザPC等に割り当てたIPアドレスを用いて、被告ウェブサーバにアクセスしてきたユーザの地域を判別し、判別した地域に基づいて当該地域に対応した地域ターゲティング広告又は天気予報を選択して、地域によって異なる地域ターゲティング広告又は天気予報をユーザPC等に送信するという作用により、同一URLにおいてもユーザの発信地域ごとに異なる広告又は天気予報を

送信することができる。



図3：被告ウェブサイトのトップページ（判決文に掲載のもの）

4. 被告装置, 被告方法

被告装置, 被告方法の認定については一部の構成が争いとなったので, 以下に両者の主張を示す。

(1) 被告方法

原告の主張		被告の主張		備考
1 a	インターネットを介して, 地域ターゲティング広告及び天気予報(ホームページ)をユーザのパーソナルコンピュータ(ルータを含む。以下「ユーザPC等」という。)に提供する情報提供方法において,	1 a	インターネットを介して, 地域ターゲティング広告及び天気予報(ホームページ)をユーザのパーソナルコンピュータ(ルータを含む。以下「ユーザPC等」という。)に提供する情報提供方法において,	争いなし
1 b 1	ユーザPC等からインターネットへの接続要求があったときに, 当該ユーザPC等に接続されたISPサーバが当該ユーザPC等に割り当てた当該IPサーバの所有するIPアドレス, 及びIPアドレスとISPサーバに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベースを用い,	1 b 1'	ユーザPC等からインターネットへの接続要求があったときに, 当該ユーザPC等に割り当てた当該IPサーバの所有するIPアドレス, 及び●省略●を用い,	争いあり
1 b 2	前記ユーザPC等に割り当てられたIPアドレスを所有するISPサーバに対応する地域を判別する第1の判別ステップと,	1 b 2'	前記ユーザPC等に割り当てられたIPアドレスから, ●省略●に照らして関連地域を判別する第1の判別ステップと,	争いあり
1 c	前記判別された地域に基づいて, 該地域に対応した地域ターゲティング広告又は天気予報を選択する第1の選択ステップと,	1 c	前記判別された地域に基づいて, 該地域に対応した地域ターゲティング広告又は天気予報を選択する第1の選択ステップと,	争いなし
1 d	前記選択された地域ターゲティング広告又は天気予報を, 前記IPアドレスが割り当てられたユーザPC等に送信する送信ステップと,	1 d	前記選択された地域ターゲティング広告又は天気予報を, 前記IPアドレスが割り当てられたユーザPC等に送信する送信ステップと,	争いなし

1 e	上記構成 1 a から構成 1 d を有したことを特徴とする地域ターゲティング広告及び天気予報を提供する方法。	1 e'	上記構成 1 a から構成 1 d を有したことを特徴とする地域ターゲティング広告を提供する方法。	争いあり
-----	---	------	---	------

(2) 被告装置

原告の主張		被告の主張		備考
2 a	インターネットを介して、地域ターゲティング広告及び天気予報(ホームページ)をユーザのパーソナルコンピュータ(ルータを含む。以下「ユーザPC等」という。)に提供する情報提供装置において、	2 a	インターネットを介して、地域ターゲティング広告及び天気予報(ホームページ)をユーザのパーソナルコンピュータ(ルータを含む。以下「ユーザPC等」という。)に提供する情報提供装置において、	争いなし
2 b 1	ユーザPC等からインターネットへの接続要求があったときに、当該ユーザPC等に接続されたISPサーバが当該ユーザPC等に割り当てた当該IPサーバの所有するIPアドレス、及びIPアドレスとISPサーバに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベースを用い、	2 b 1'	ユーザPC等からインターネットへの接続要求があったときに、当該ユーザPC等に割り当てた当該IPサーバの所有するIPアドレス、及び●省略●を用い、	争いあり
2 b 2	前記ユーザPC等に割り当てられたIPアドレスを所有するISPサーバに対応する地域を判別する第1の判別手段と、	2 b 2'	前記ユーザPC等に割り当てられたIPアドレスから、●省略●に照らして関連地域を判別する第1の判別手段と、	争いあり
2 c	前記判別された地域に基づいて、該地域に対応した地域ターゲティング広告又は天気予報を選択する第1の選択手段と、	2 c	前記判別された地域に基づいて、該地域に対応した地域ターゲティング広告又は天気予報を選択する第1の選択手段と、	争いなし
2 d	前記選択された地域ターゲティング広告又は天気	2 d	前記選択された地域ターゲティング広告又は天気	争いなし

	予報を、前記 I P アドレスが割り当てられたユーザ P C 等に送信する送信手段と、		予報を、前記 I P アドレスが割り当てられたユーザ P C 等に送信する送信手段と、	
2 e	上記構成 2 a から構成 2 d を有したことを特徴とする地域ターゲティング広告 及び天気予報 を提供する装置。	2 e'	上記構成 2 a から構成 2 d を有したことを特徴とする地域ターゲティング広告を提供する装置。	争いあり

5. 争点

争点は、以下のとおりである。

- (1) 被告方法等が「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて、「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別」しているか否か（争点1）
 - (2) 本件特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか（争点2）
 - ア 甲14の1文献に基づく新規性又は進歩性の欠如（争点2-1）
 - イ サポート要件違反，実施可能要件違反又は補正要件違反（争点2-2）
 - ウ 明確性要件違反（争点2-3）
 - (3) 原告の損害額（損失額）（争点3）
- ※本稿では、争点1及び争点2-1のみを取り上げる。

6. 裁判所の判断

(1) 争点1（被告方法等が「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて、「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別」しているか否か）について

ア 構成要件1B1等及び1B2等の「アクセスポイントに対応する地域」等の意義

「アクセスポイントに対応する地域」等の意義について、原告は、「IPアドレスを割り当てるISPが利用している物理的回線網の敷設範囲に相当する地域」をいうと主張するのに対し、被告は、これは「アクセスポイントの設置場所」を意味すると主張した。

裁判所は、本願明細書等の段落【0004】、【0005】、【0027】及び【0028】の記載を引用した上で、「本件各発明における「アクセスポイント」は、複数のIPアドレスを所持し、そのうちの一つを接続され認証されたユーザ端末に対して割り当てる装置である」と認定した。

さらに、裁判所は、本件明細書等の【図1】、【図5】の記載を根拠に以下のように認定した。

「本件各発明は、①各地域に存在するアクセスポイントが一定の地域範囲をカバーすること、②当該アクセスポイントは一定の範囲の連続するIPアドレスを所持していること、③アクセスポイントに接続するユーザ端末は、同端末が存在する地域と同一地域内にあるアクセスポイントに接続することが一般的であること、④アクセスポイントは、接続されたユーザ端末に、所有するIPアドレスを一つ割り当てることを前提とした上で、これらを踏まえるとIPアドレスと「アクセスポイントに対応する地域」等を対応付けることが可能となることに着目し、「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて、ユーザの発信地域

を判別する（段落【0045】）ものであると認められる（下線は筆者による。以下同様）。

そうすると、構成要件1B1等という「アクセスポイントに対応する地域」等とは、「IPアドレスを割り当てるアクセスポイントが利用している物理的回線網等の敷設範囲に相当する地域」を意味するものと解される。」

イ 被告の反論とそれに対する裁判所の判断

裁判所の認定に対し、被告は以下の反論を行ったがいずれも認められなかった。

(ア) 被告は本願出願時の技術常識に基づけば、「本件各発明はダイヤルアップ接続を前提とするものであるところ、ダイヤルアップ接続するユーザは、料金の多寡や繋ぎやすさを考慮して、遠隔地のアクセスポイントに接続するような場合も相当数に上るため、「アクセスポイントに対応する地域」等をアクセスポイントに接続するユーザのいる地域と解することはできない」と主張した。

それに対し、裁判所は「しかし、本件明細書等の【図1】において、「アクセスポイント」が東京、大宮、福岡といった地域ごとに存在し、各アクセスポイントにはそれが存在する地域と同じ地域に所在するユーザ端末が接続されることが示されていることは前記判示のとおりであり、また、「知っておきたいソフトウェア特許活用事例」と題する文献（甲3・7頁）にも、「ダイヤルアップ時代も今も、ほとんどのユーザは自宅と同じ市内にある（又はそれに準じる近所にある）アクセスポイントを経由するのが普通である」との記載が存在する。これによれば、ダイヤルアップ接続の場合においても、ユーザは、ユーザ端末の所在地の最寄りのアクセスポイントにアクセスすることが通常であると認められる。」

したがって、ダイヤルアップ接続の場合に遠隔地のアクセスポイントに接続するユーザが相当数に上るとする被告の上記主張は理由がないと判断した。

(イ) 被告は、「本件特許出願日当時の接続方法はダイヤルアップ接続であり、原告のいうNTT東西の「地域IP網」が現れたのはその後であるから、原告の解釈は本件特許出願後の技術を本件特許の構成要件の解釈に読み込もうとするものである」と主張した。

それに対し、裁判所は「しかし、本件特許出願日当時におけるダイヤルアップ接続であろうと、NTT東西の設立後のIP網等であろうと、ユーザ端末が同端末の存在する地域と同一地域内にあるアクセスポイントに接続し、当該アクセスポイントがその所持する一定の範囲のIPアドレスの一つを割り当てるという前提は同一であり、これにより、いずれの方式によっても、IPアドレスと「アクセスポイントに対応する地域」等とを対応付けることが可能となるのであるから、ダイヤルアップ接続であろうが常時接続であろうが変わることなく本件各発明の技術思想は当てはまるというべきである。し

たがって、本件特許の出願日後に設置されたNTT東西の「地域IP網」等を利用した装置又は方法が本件各発明の技術的範囲に入らないとの被告の上記主張は理由がない」と判断した。

(ウ) 被告は、「原告が、出願経過中の本件補正（甲12の13・14）により、「IPアドレスと地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」と限定した」と主張した。

それに対し、裁判所は、「しかし、本件補正に係る意見書（甲12の14）によれば、原告は、ユーザの発信地域とアクセスポイントに対応する地域等が同一であることを前提としつつも、「ユーザの発信地域は、ユーザ端末101aがアクセスポイント109aに接続されているため、正確にはアクセスポイント109aに対応する地域であること」（同2頁）等を考慮し、「地域」という文言を「アクセスポイントに対応する地域」に補正したものと認められる。

このように、本件補正は特許請求の範囲の文言の意味を明確化するものにすぎないというべきであり、本件補正は判別される地域を限定したものであるとの被告の上記主張は理由がない。」と判断した。

(エ) 加えて、被告は以下の主張をしたが、裁判所はいずれも認めなかった。

「本件拒絶査定不服審判の審判請求書（甲12の16）における乙1文献に関する記載を根拠として、原告は、「IPアドレスと地理的情報とが対応付けされたデータベース」と、本件各発明における「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」とは異なり、また、本件各発明には●省略●を明らかにしていた。」

「原告が本件無効審判において、「アクセスポイントに対応する地域」等が「アクセスポイントの設置場所」である旨を主張していた。」

上記2点に対する裁判所の判断は、判決文の98～100頁の(エ)及び(ウ)を参照願いたい。

ウ 「アクセスポイントに対応する地域」等の意義についての認定

裁判所は、上記の判断を踏まえ、「構成要件1B1等という「アクセスポイントに対応する地域」等とは、「IPアドレスを割り当てるアクセスポイントが利用している物理的回線網等の敷設範囲に相当する地域」を意味するものというべきである。」と認定した。

エ 被告方法等の構成 1 b 1' 等及び 2 b 1' 等の構成要件充足性

裁判所は、構成 1 b 1' 等及び 2 b 1' 等について、被告方法及び被告装置は構成要件を充足すると判断している。しかし、被告の営業秘密が含まれるためか、判決文において、「●省略●」と記載されている箇所が多々あり、筆者には裁判所の判断内容が、理解できなかったため、本稿では省略する。確認されたい方は、判決文の 101～105 頁を参照願いたい。

(2) 争点 2-1 (甲 14 の 1 文献に基づく新規性又は進歩性の欠如)

ア 引用文献

新規性及び進歩性の欠如の主張において、主引例として選択されたのは、以下の甲 14 の 1 である。

甲 14 の 1 : Stephen E. Lamm and Daniel A. Reed “Real-Time Geographic Visualization of World Wide Web Traffic” (平成 8 年 5 月 10 日頃頒布。)

また、進歩性の欠如の主張での副引例は、以下の乙 1 である。

乙 1 : 渡辺恭人, 村井純「Geographical Location Information System の構築とその応用」(平成 9 年 5 月 30 日頃頒布。)

イ 甲 14 の 1 発明の認定

裁判所は、甲 14 の 1 発明を以下のように認定した。

「WWWサーバに到来した要求クライアントの IP アドレスを、WWWサーバアクセスの起点としての緯度及び経度からなる地理的位置へマッピング(写像)し、地理的位置が与えられると、特定の製品タイプをハイライトすることによって、WWWサーバの応答を適合させる方法において、

WWWサーバは、ハイパーテキスト転送プロトコルデーモン(h t t p d)を実行して、文書アクセスログを保持し、アクセスログの項目は、要求クライアントの IP アドレスのフィールドを含んで構成され、

要求クライアントの IP アドレスから地理的位置への写像は、まずドメイン名を決定し、ドメイン名の接尾語が国名の略記号である場合、その IP アドレスを当該国の首都に写像し、他の全ての場合、wh o i s データベースに問い合わせ、その IP アドレスに関連付けられたテキストデータを取得し、このテキストデータから都市及び国の名を検索し、都市又は国の名前が見つかり、都市と国の名前のローカルデータベースから、緯度及び経度を取得することにより行われ、

不要なwh o i s 問合せを避けるべく、以前に照合した IP アドレスの緯度及び経度を保存し、オフラインで、失敗した問合せを特定し、ローカルデータベース内で修正することができ、

ローカルデータベースを用いると、WWWサーバへの全要求のおよそ95%は、ローカルデータのみを使用して、要求クライアントのIPアドレスを緯度及び経度へ対応付けることができ、全国的オンラインサービスのユーザのIPアドレスについては、緯度及び経度の正確さが制限されるものの、時折、ドメイン名を分解することによって解析され得る、
方法。」

ウ 本件発明1と甲14の1発明との一致点

裁判所は、本件発明1と甲14の1発明との一致点を以下のように認定した。

「通信ネットワークを介して、ウェブ情報をユーザ端末に提供するウェブ情報提供方法において、

該ユーザ端末に割り当てたIPアドレス、およびIPアドレスと地理的位置とが対応したIPアドレス対地理的位置データベースを用いて、

前記ユーザ端末に割り当てられたIPアドレスに関連する地理的位置を判別する第1の判別ステップと、

前記判別された地理的位置に基づいて、該地理的位置に対応したウェブ情報を選択する第1の選択ステップと、

前記選択されたウェブ情報を、前記IPアドレスが割り当てられたユーザ端末に送信する送信ステップと、

を有したことを特徴とするウェブ情報提供方法。」

エ 本件発明1と甲14の1発明との相違点

裁判所は、本件発明1と甲14の1発明との相違点を以下のように認定した。

「第1の判別ステップと、第1の選択ステップと、送信ステップにつき、本件発明1では、IPアドレスと「アクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を用いて、前記ユーザ端末に割り当てられた「IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域」を判別し、前記判別された「地域」に基づいて、「該地域」に対応したウェブ情報を選択し、前記選択されたウェブ情報を送信するのに
対し、甲14の1発明では、IPアドレスと「地理的位置とが対応したIPアドレス対地理的位置データベース」を用いて、前記ユーザ端末に割り当てられた「IPアドレスに関連する地理的位置」を判別し、前記判別された「地理的位置」に基づいて、「該地理的位置」に対応したウェブ情報を選択し、前記選択されたウェブ情報を送信する点」

オ 新規性の判断

裁判所は、「甲14の1発明は、ドメイン名の接尾語が国名の略記号であることや、whoisデータベースが、ドメイン、ホスト、ネットワーク、郵便アドレスその他の

インターネット管理者に関する情報を含んでいることに着目し、IPアドレスをドメイン登録者の住所等の緯度及び経度と関連付けるものであり、甲14の1文献には「アクセスポイント」という用語すら用いられておらず、「IPアドレス」と「アクセスポイントに対応する地域」を対応付けるとの技術思想も現れていない。

また、本件発明1と甲14の1発明は、本件発明1において判別されるのが一定の広がりを持った「地域」であるのに対し、甲14の1発明の「地理的位置」が緯度及び経度により特定される一地点を指すものと解される点においても異なっている。として、本件発明1と甲14の1発明とは実質的に相違するから、本件発明1は新規性を有すると、判断した。

カ 乙1の開示内容と進歩性の判断

裁判所は、「乙1文献には、現実世界のエンティティ（人、自動車、家など）をインターネット上で識別するため、エージェントを介して、GPS位置情報等を使用するなどしてエンティティの地理的位置情報を収集し、これをデータベースに登録することにより、インターネット上の識別子であるIPアドレスとエンティティの地理的位置情報と対応付けるシステムが開示されているものと認められるが、同文献には、「アクセスポイントに対応する地域」等をIPアドレスと対応付けることや、「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」を作成することによりエンティティの位置を判別することについては、開示も示唆もされていない。」と認定し、本件発明1は進歩性を有すると判断した。

6. 結論

裁判所は、被告による原告特許権の侵害を認め、被告に対し、10億3109万2361円及び遅延損害金を原告への支払いすることを命ずる判決をした。

7. 考察

本件各発明は、ユーザがウェブ（Web）データの送信要求を発信した場合、ユーザが該送信要求を発信した地域（ユーザの発信地域）に関する情報を用いて、該発信地域に対応した情報をユーザに送信するWebページ閲覧方法および装置に関するものである。ユーザの発信地域は、ユーザ端末のIPアドレスと、当該IPアドレスを割り当てたアクセスポイントに対応する地域との対応関係から特定している。

インターネットで情報を得るために現在ではロボット型検索エンジンを使用するのが主流であるが、インターネット普及初期ではディレクトリ型検索エンジンが主流であった。本件被告が提供するYahoo! JAPANでのディレクトリ型検索エンジンは、多くのユーザに使用されていた。

ディレクトリ型検索エンジンで地理情報と対応付けられた情報を得るためには、地方→

都道府県→市区町村の順で上位から下位のディレクトリを辿り、市区町村に対応付けられた情報を得る仕組みとなっている。本件被告は、地域情報をディレクトリ型検索エンジンで提供していた。ターゲティング広告を配信する当たり、地域ごとに広告を用意し、ユーザ端末の発信地域を特定して、特定した地域に対応した広告を配信する仕組みを、本件被告が発想したことは必然と考える。

また、GPS対応携帯電話機、スマートフォンが普及する以前においては、ユーザの位置を把握できる仕組みはなかったため、本件各発明の仕組みを用いて、ユーザの発信地域を特定するのが、一般的であったと考える。

したがって、被告が構築する情報のデータ構造、ユーザの位置を特定する技術の点から、被告は必然的に本件各発明を充足する情報提供システムを構築した思われ、非充足の主張は困難であったのはでないかと、筆者は推測する。

また、進歩性の欠如の主張も困難であったと考える。甲14の1はWebサイトにアクセスしたユーザ端末の地理的位置を把握することを目的としており、ユーザ端末へ情報を配信することは主題ではない。さらに、甲14の1はwhoisデータベースを用いて、IPアドレスからドメインを取得しているから、ここでのIPアドレスは固定アドレスである。また、現在と異なり、アクセスポイントがインターネットに接続されているのではなく、アクセスポイントはファイヤウォールやゲートウェイを介してインターネットに接続される構成であるため、甲14の1では、本件各発明の「IPアドレスとアクセスポイントに対応する地域とが対応したIPアドレス対地域データベース」は想定し得ない。

乙1は、ユーザ端末をエンティティの位置を管理するシステムであり、エンティティへの情報配信を想定していない。

以上から、甲14の1と乙1とを組み合わせたとしても、本件各発明とはならないため、裁判所の判断は妥当であると考えられる。

なお、本件特許に対して、被告は二度の無効審判を請求したが（無効2009-800014、無効2021-800013）、いずれも特許維持の審決が出されている。被告は、審決取消訴訟を提起したが（平成21年（行ケ）10298、令和4年（行ケ）10024）、判決を経ることなく審決が確定している。

以上